

第 51 回 愛媛県都市計画地方審議会（常務委員会）（日時：昭和 54 年 2 月 16 日）

第 299 号議案 東予広域都市計画下水道の変更（新居浜市決定）

都市計画下水道を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：新居浜公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

新居浜公共下水道、約 503.0ha、（金子処理分区、約 173.0ha、川西処理分区、約 330.0ha）

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

磯浦污水幹線、北新町、磯浦町、0.8m～0.4m、約 1,450m、分流式污水管、
星越污水幹線、河内町、星越町、0.35m～0.25m、約 1,190m、分流式污水管、
新田污水幹線、新田町 3 丁目、新田町 2 丁目、0.40m、約 320m、分流式污水管
滝の宮污水幹線、若水町 2 丁目、河内町、1.35 m～0.50m、約 2,910m、分流式污水管
宮西污水幹線、泉池町、一宮町 2 丁目、0.35m～0.25m、約 940m、分流式污水管、
喜光地污水幹線、庄内町 1 丁目、坂井町 1 丁目、0.70m、約 1,270m、分流式污水管、
庄内污水幹線、新須賀町 3 丁目、庄内町 6 丁目、1.20m～1.00m、約 3,210m、分流式污水管
吐口及びこれに接続する放流管渠、菊本町 2 丁目、2.80m、330m、処理水放流口、3.80m、10m、雨水放流口
その他、0.25m、約 115,700m、分流式污水管
惣開雨水幹線、新田町 1 丁目、惣開町、2.10m～1.45m、約 460m、分流式雨水渠
菊本雨水幹線、菊本町 2 丁目、若水町 2 丁目、2.50m～1.20m、約 2,280m、分流式雨水渠
元塚雨水幹線、菊本町 1 丁目、菊本町 1 丁目、1.40m、約 150m、分流式雨水渠
第 2 港町雨水幹線、港町、港町、1.70m～1.65m、約 260m、分流式雨水渠区
一宮雨水幹線、中須賀町 1 丁目、一宮町 1 丁目、1.60m～1.30m、約 500m、分流式雨水渠
久保田雨水幹線、久保田町 2 丁目、久保田町 1 丁目、2.00m～1.60m、約 630m、分流式雨水渠
新須賀雨水幹線、新須賀町 3 丁目、新須賀町 2 丁目、1.65m、約 320m、分流式雨水渠
繁本雨水幹線、徳常町、繁本町、1.40m～1.20m、約 520m、分流式雨水渠
田所雨水幹線、田所町、八雲町、1.60m～1.20m、約 1,000m、分流式雨水渠
八雲雨水幹線、八雲町、庄内町 2 丁目、2.10m～1.10m、約 1,460m、分流式雨水渠
庄内雨水幹線、庄内町 4 丁目、庄内町 6 丁目、2.90m～2.60m、約 1,340m、分流式雨水渠
庄内北雨水幹線、庄内町 4 丁目、庄内町 3 丁目、1.50m、約 320m、分流式雨水渠
磯浦雨水幹線、磯浦町、磯浦町、1.50m～1.40m、約 450m、分流式雨水渠
第 1 港町雨水幹線、港町、港町、1.35 m～巾 1.20m、約 270m、分流式雨水渠
金子雨水幹線、新田町 1 丁目、磯浦町、3.10m～1.40m、約 1,260m、分流式雨水渠区
王子雨水幹線、新田町 2 丁目、新田町 2 丁目、1.60m、約 140m、分流式雨水渠
北新町雨水幹線、新田町 1 丁目、江口町、2.60m～1.30m、約 1,100m、分流式雨水渠
江口雨水幹線、新田町 1 丁目、北新町、4.00m、約 370m、分流式雨水渠
前田雨水幹線、新田町 1 丁目、前田町、1.40m、約 280m、分流式雨水渠
西中学校北雨水幹線、北新町、北新町、1.30m、約 270m、分流式雨水渠

宮西雨水幹線、西原町 1 丁目、中須賀町 1 丁目、1.60m～1.50m、約 350m、分流式雨水渠
西原雨水幹線、新田町 1 丁目、泉宮町、3.00m～1.40m、約 1,880m、分流式雨水渠
中須賀雨水幹線、西原町 3 丁目、西原町 2 丁目、1.50m～1.30m、約 530m、分流式雨水渠
吐口及びこれに接続する放流管渠、新田町 1 丁目、巾 6.0m、約 10m、雨水放流口
その他、1.20m～0.30m、約 125,750m、分流式雨水渠

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

港町雨水ポンプ場、港町 16 番 2 号、約 1,000m²、227m³/分

菊本雨水ポンプ場、菊本町 2 丁目、新居浜下水処理場に設置 430m³/分

土場雨水ポンプ場、新田町 1 丁目地先、約 3,950m²、1,680m³/分

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

新居浜下水処理場、菊本町 2 丁目、約 141,780m²、142,165m³/日

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

将来の市街地拡張にともなう排水区域の増大に対応するためと、瀬戸内海の水質保全強化を目的とした第 3 次処理施設の用地を先行的に確保するとともに、施工面と水理面から技術的に再検討の結果、幹線管渠の経路を一部変更するものである。

第 300 号議案 東予広域都市計画下水道の変更（新居浜市決定）

都市計画白山都市下水路を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：白山都市下水路
- 2 排水区域

【名称、面積、備考】

白山都市下水路、約 198.0ha

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

白山下水路、政枝町 2 丁目、中村 3 丁目、2.35m、2.60 m～1.20m、約 2,670m

「下水路の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

周辺部宅地開発の進行にともなう下水流出形態の変化にともない、浸水の著しい区域を新たに追加するとともに、現在別途実施中の生活環境施設整備事業区域を削除するものである。また集水区域の変更及び住友軽便鉄道の廃止等により幹線管渠の経路について再検討した結果、円滑な施工を図る観点から本案のように変更するものである。

第 301 号議案 東予広域都市計画下水道の変更（西条市決定）

都市計画下水道を次のように変更する。

1 下水道の名称：西条公共下水道

2 排水区域

【名称、面積、摘要】

西条公共下水道、約 709ha、(中部処理分区、約 684ha、東部処理分区、約 25ha)

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

【名称、位置(起点、終点)、区域(管径又は幅員、延長)、摘要】

1-0 幹線、港字北新地 400 番地、朔日市字寄合、1.35m~0.8m、約 4,530m、分流式汚水

6-0 幹線、朔日市字寄合、玉津字長田、0.60m~0.25m、約 1,400m、分流式汚水

8-0 幹線、新田字北新田、大町字弁財天、0.50m~0.25m、約 1,250m、分流式汚水

9-0 幹線、神拝字局、神拝字新町、0.45 m~0.30m、約 1,120m、分流式汚水

11-0 幹線、喜多川字梅ヶ須賀、大町字常信、0.80 m~0.35m、約 3,080m、分流式汚水

12-0 幹線、喜多川字土段の木、喜多川字土居部、0.50 m~0.30m、約 1,110m、分流式汚水

吐口及びこれに接続する放流管渠、港字北新地 400 番地、港字北新地 400 番地、巾 4.60m、約 40m、分流式汚水

その他、0.70 m~0.30m、約 10,140m、分流式汚水

A-1 幹線、明神木字徳地、大町字小川、巾 5.54 m~巾 2.60m、約 1,840m、分流式雨水

吐口及びこれに接続する放流管渠、明神木字徳地 9 番地の 1、同左、巾 4.40m、約 10m、分流式雨水

B-0 幹線、朔日市字鱸之洲新田地先、大町字善息川、巾 70.00m~巾 1.60m、約 3,670m、分流式雨水

吐口及びこれに接続する放流管渠、朔日市字鱸之洲新田地先、同左、巾 8.00m、約 10m、分流式雨水

B-1 幹線、朔日市字与八郎新田、明屋敷字四軒町、巾 45.0m~巾 1.20m、約 2,040m、分流式雨水

B'-0 幹線、明屋敷字常盤巷地先、神拝字古屋敷、巾 23.50m~巾 4.00m、約 1,630m、分流式雨水

吐口及びこれに接続する放流管渠、明屋敷字常盤港地先、同左、巾 1.35m、約 40m、分流式雨水

C-0 幹線、港字北新地 400 番地、喜多川字上河原、巾 10.86m~巾 2.40m、約 3,670m、分流式雨水

C-4 幹線、港字北新地、港字北新地、巾 3.30m~巾 2.50m、約 830m、分流式雨水

C-9 幹線、港字新地、明屋敷字御困堤北、巾 6.64m~巾 1.90m、約 2,030m、分流式雨水

D-0 幹線、玉津字砂地 585 番地、下島山字井上、巾 2.60m、約 480m、分流式雨水

吐口及びこれに接続する放流管渠、玉津字砂地 585 番地、同左、巾 2.50m、約 10m、分流式雨水

その他、巾 6.10 m~巾 0.50m、約 126,750m、分流式雨水

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

玉津中継ポンプ場、玉津字砂地 585 番地、約 1,040m²、汚水

唐樋ポンプ場、朔日市字鱸之洲新田地先、約 7,870m²、雨水

本陣川ポンプ場、明屋敷字常盤巷地先、約 810m²、雨水

玉津ポンプ場、玉津字砂地 585 番地、約 2,410m²、雨水

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

西条処理場、港字北新地 400 番地、約 87,800m²

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

現計画では新堀を横断する汚水幹線は橋梁添架としているが、これを地下埋設による自然流下方式としたため新堀中継ポンプ場が不要となり、これを廃止する。また事業実施の促進を図るため施工面、水理面を技術的に再検討した結果、幹線管渠（開渠）の延長、断面及び経路の一部変更を行おうとするものである。

第 302 号議案 川之江都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

- 1 都市計画道路中 2,3,1 号新浜塩谷線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、2,3,1、新浜塩谷線、妻鳥町新浜、川之江町塩谷、（井池港通り）、約 3,560m、地表式、12m、
幹線街路と平面交差 8 箇所、国道 11 号線

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

- 2 都市計画道路中 1,2,1 号塩谷川東線ほか 1 路線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、1,2,1、塩谷川東線、川之江町塩谷、妻鳥町川東、（上分町高木、金生町山田井）、約 5,280m、
地表式、30m、国鉄予讃線と立体交差、幹線街路川之江山田井先及び川東村松線と立体交差、
幹線街路と平面交差 4 箇所、国道 11 号線バイパス

幹線街路、1,3,1、川東村松線、妻鳥町川東、伊予三島市村松町村松、（妻鳥町平木）、約 2,050m、地表式、
25m、国鉄予讃線と立体交差、幹線街路塩谷川東線と立体交差、幹線街路と平面交差 3 箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

川之江市街地の道路は、近年モータリゼーションの伸展により著しい交通渋滞を引き起こし、沿道の環境悪化のみならず都市発展阻害の要因となっている。これらを排除し安全かつ円滑な交通の確保と都市環境の向上を図るため、四国縦貫自動車道の整備計画決定を契機に道路網全般の見直しを行い、標記各路線の変更又は追加を行うものである。

第 303 号議案 川之江都市計画道路の変更（川之江市決定）

- 1 都市計画道路中 2,3,4 中村山田井線ほか 1 路線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、2,3,4、中村山田井線、妻鳥町中村、金生町山田井、（金生町住吉）、約 2450m、地表式、12m、
幹線街路と平面交差 4 箇所

幹線街路、2,3,9、土居中下線、妻鳥町土居、妻鳥町中下、約 580m、地表式、12m、幹線街路と平面
交差 1 箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

- 2 都市計画道路中 1,小,1 号塩谷小山線を 2,3,10 号塩谷小山線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、2,3,10、塩谷小山線、川之江町塩谷、金生町小山、（川之江町馬場）、約 1,860m、地表式、

12m、幹線街路と平面交差 4 箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

3 都市計画道路中 2,3,5 号川東城下線を廃止する。

理由書

第 302 号議案と同じ理由により変更及び廃止する。

第 304 号議案 伊予三島都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

1 都市計画道路中 2,2,3 号三島枝村線を 2,2,4 号三島枝村線に、また 2,3,3 号三島豊岡線を 2,3,3 号三島中央線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、2,2,4、三島枝村線、中之庄町、枝松町、（紙屋町）、約 3,840m、地表式、16m、国鉄予讃本線と平面交差、幹線街路と平面交差 8 箇所、国道 11 号線

幹線街路、2,3,3、三島中央線、豊岡町、下柏町、（中之庄町）、約 10,610m、地表式、12m、幹線街路川東村松線と立体交差、幹線街路と平面交差 5 箇所、国道 11 号線、国道 11 号線バイパス

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

2 都市計画道路中 1,3,1 号川東村松線ほか 1 路線を次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、1,3,1、川東村松線、川之江市妻鳥町川東、村松町村松（川之江市妻鳥町平木）、約 2,050m、地表式、25m、国鉄予讃線と立体交差、幹線街路塩谷川東線と立体交差、幹線街路と平面交差 3 箇所

幹線街路、2,2,3、本郷平木線、下柏町、下柏町、約 420m、地表式、16m、幹線街路と平面交差 2 箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

3 都市計画道路中 2,2,1 号中曾根三島港線を次のように変更する。

幹線街路、2,2,1、中曾根三島港線、中曾根町、三島港、（中央 2 丁目）、約 940m、地表式、16m、幹線街路と平面交差 4 箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

伊予三島市街地の道路は、近年モータリゼーションの伸展により著しい交通渋滞が発生、沿道の環境悪化のみならず都市発展阻害の要因となっている。このため、良好な市街地発展の動向及び交通需要の予測等をふまえながら、四国縦貫自動車道の整備計画に適合した適正な道路網計画の検討を重ねた結果、標記各路線の変更及び廃止を行うものである。

第 305 号議案 伊予三島都市計画道路の変更（伊予三島市決定）

1 都市計画道路中 2,3,4 号宮北平木線を 2,3,4 号宮北線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、2,3,4、宮北線、中之庄町宮北、中曾根町、約 1,350m、地表式、12m、幹線街路と平面交差 4 箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

2 都市計画道路中 2,3,7 号下柏村松線を次のように変更する。

幹線街路、2,3,7、下柏村松線、下柏町、村松町、約 940m、地表式、12m、幹線街路と平面交差 3 箇所
「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

第 304 号議案と同じ理由により変更する。

第 306 号議案 東予広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

1 都市計画道路中 2,2,3 号喜多台・下貝田線ほか 1 路線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、2,2,3、喜多台下貝田線、東予市喜多台、東予市周布、(東予市円海寺)、約 1,800m、地表式、16m、幹線街路と平面交差 2 箇所

幹線街路、2,2,2、三津屋壬生川中学校線、東予市北条、東予市周布、(東予市三津屋)、約 2,560m、地表式、16m、鉄道と立体交差、幹線街路と平面交差 4 箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

現在整備中の喜多台下貝田線は、完成時点で供用中の三津屋壬生川中学校線に接続することになるが、両路線とも当市における主要道路であり、今後交通量の増加が予想される。このため、交差点付近に新たに付加車線を設け、安全かつ円滑な交通の流れを確保するものである。

第 307 号議案 松山広域都市計画道路の変更（伊予市決定）

都市計画道路中 2,3,9 新川馬塚線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線道路、2,3,9 新川馬塚線、下吾川字北西原、下吾川字鳥ノ木、(下吾川字馬塚)、約 1,310m、地表式、12m、幹線街路と平面交差 2 箇所、伊予鉄郡中線と平面交差

理由

本路線は、概成した伊予市鳥ノ木団地（県住宅供給公社分譲住宅、市営住宅あわせて 700 戸）及びこれに隣接した社会保険庁が造成中の厚生年金保養センター（12 ヘクタール）を通過し、近い将来には主要地方道伊予川内線と国道 56 号線を接続する主要路線であり、今後交通量の増大が予想される。このため、国道との交差点の東側約 100 メートル間に新たに付加車線を設け、交通安全の確保と円滑な交通処理を図るものである。

第 308 号議案 今治広域都市計画公園の変更（今治市決定）

都市計画公園中第 2,2,26 号馬越公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童、2,2,26、馬越公園、今治市馬越町 1 丁目、約 0.26ha、広場施設、便益施設、遊戯施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

本児童公園は、今治都市計画公園配置構想の一環として位置づけされているもので、人口集中地区内で

あるところから設置について市民の要望が強く、多数の利用が見込まれている。今後児童の健康増進と情操教育の場として早期整備を図るものである。

第 309 号議案 松山広域都市計画墓地の変更（松山市決定）

松山広域都市計画墓地中第 1 号丸山墓地を廃止する。

理由書

丸山墓地は、松山市戦災復興区画整理事業区域内の墓地移転用地として昭和 23 年に計画決定されたものであるが、宗教関係者の事情により実現せず、また旧都市計画法では実効のある建築規制の手段がなかったため、現況は軍人墓地部分を残して宅地化され 46 年に市街化区域に編入している。現在、公営の食場墓園には墓所区画に余裕があり、又今後とも公営・民営墓地増設が見込まれるところから、重要供給面で丸山墓地廃止による支障はないと考えられるので廃止するものである。

第 310 号議案 南予レクリエーション都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中第 5 号南予レクリエーション都市公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、5,5,5、第 5 号南予レクリエーション都市公園、南宇和郡御荘町平城、約 10.9ha、園路広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、便益施設、管理施設

「区域は、別添計画図表示のとおり」

理由書

既計画決定の 5 号公園は、造波プール、修景施設等を主体に整備されているが、特に夏季における利用状況から施設増強の必要性が高まっている。このため、隣接地に公園区域を拡張、運動施設等を整備し、広域多面的なレクリエーション需要に対応するものである。

第 311 号議案 南予レクリエーション都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中第 7 号南予レクリエーション都市公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、5,8,7、第 7 号南予レクリエーション都市公園、南宇和郡御荘町平城、和口及び長洲、約 132.1ha、園路広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、便益施設、管理施設

「区域は、別添計画図表示のとおり」

理由書

南レク基地の一つである御荘・城辺地区では近時レクリエーション活動が増大しており、将来需要を充足するための立地条件のすぐれた御荘湾が一望できる山地丘陵を利用した野外レクリエーション公園を設け、先行整備中の 3 号公園、5 号公園とそれぞれの多彩な機能が発揮できるよう計画するものである。

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

第 299 号議案、第 300 号議案

委員：中水道計画について聞きたい。どの程度の供給可能量で、どのような方面で使われるのか。

事務局：具体的な検討はしていない。

第 301 号議案

委員：市町村の下水道技術職員が不足しており、事業の実施に支障をきたしているので、県で技術指導を強化してほしい。また県としても事業費の助成を配慮してほしい。

事務局：要望として承りたい。

委員：池に雨水を流す計画だが、汚水とは完全に分けて管理できるのか。

委員：池の水は、この計画によって良くなるか。

幹事：従来、雨水と汚水は同一水路であったが、分離することにより、管理も可能で水の状態は良くなる。

第 302 号議案、第 303 号議案、第 304 号議案、第 305 号議案

委員：この地域では、現在かんがい排水事業が実施されているが、将来この計画に基づく事業がかんがい排水事業に影響を及ぼさないようお願いしたい。又農地の代替希望者に対してはどの程度配慮するのか。

事務局：かんがい排水事業については、耕地課からも意見が出ており、建設省とも協議して、事業の実施に支障のないよう道路事業を進めたい。

松山工事事務所長：農地の代替地要望については、道路事業施行者だけでは解決できないので、市、県と十分協議しながら対処したい。

委員：農地の代替を希望する農家に対して、かならず代替農地を見つけるよう対処できるか。

松山工事事務所長：個々の要望については、確認していないが、代替農地希望者には可能な範囲で対処したい。

委員：説明の中に、反対者の一部には集団心理による者がいるとの指摘があったが、そのような観点で住民を見ているのは問題だ。そういう考え方は住民の要望に対応できない。集団心理という発想は取り消すべきだ。誠心誠意関係住民と話し合い、住民と一体になって計画し、事業を実施してほしい。つぎに、八木先生の調査報告について具体的に説明してほしい。

事務局：説明の中に集団心理という言葉があったことについては取り消すとともにお詫びする。住民に対しては今後も納得のいくまで説明する。八木先生の調査報告の中には、排気ガスについて要望が出ている。現計画では植物に与える影響はないと考えられるが、複合作用の心配も考えられるので、充分今後も検討してほしいとの要望であった。努力したい。

松山工事事務所長：住民説明については、各地区ごとに行い、反対意見書の提出があった地区についても充分説明してきたが、今回このように意見書が出たことは非常に残念。しかし、事業実施までにはなお、住民説明を行いたい。

委員：原案には賛成したい。反対のためにのみ、農地の代替地を要望する者ではなく、ほんとうに代替地が欲しい農家に対しては充分探してほしい。残された間、なお反対住民への説得を行ってほしい。

委員：予讃線との立体交差があるが、その付近の平面交差については、事故防止のため廃止する方向なので、事業の実施にあたっては事前に協議してほしい。

第 310 号議案、第 311 号議案

委員：意見書提出者に対してはどう対処するのか。

幹事：具体的に今後話をしたい。

委員：民間のゴルフ場計画であったのに、なぜ今になって公園を計画するのか。

事務局：一般的な施設配置に加えて、研修的レクリエーション施設の必要性があると考え、一般ファミリー、青少年対象の野外レクリエーション公園を設置したい。

委員：南レク公園の機能の一体化を図るための新しい公園の追加と考えるのか。

事務局：そうです。

委員：7号公園を公園にするかどうかは、当初かなり議論を行った結果、ゴルフ場と決定した。ゴルフ場がおもわしくないと公園が望ましいとなる。このことは、この地域全体をどのような公園にするかという基本的なものから出たものであり、そういうもので計画が動かされてはならない。ゴルフ場の会社が御荘町に陳情し、今日に至った経過等より、7号公園には賛成できない。

議長：御荘町及び議会の考え方を説明してください。

事務局：昭和52年6月27日、南宇和観光株式会社より、町長と町議会議長あて陳情があり、町及び町議会で審議を行い、昭和52年9月21日、御荘町議会で採択し、53年5月県に要望している。

議長：第311号議案について採決したい。

(賛成11、反対3)

第 52 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 54 年 7 月 21 日）

委員名簿

松山商科大学教授
愛媛大学教授
四国電気通信局建築部長
愛媛県農協中央会会長
愛媛県農業会議会長
愛媛県医師会長
愛媛県商工会議所連合会会頭
四国財務局松山財務部長
四国通産局長
四国地方建設局長
第三港湾建設局長
中国四国農政局長
高松陸運局長
国鉄四国支社長
愛媛県副知事
松山市長
大西町長
愛媛県議会議員（6名）
松山市議会議員長
土居町議会議員長

幹事名簿

土木部次長
都市整備課長
港湾課長
地域計画課長
公衆衛生課長
農地計画課長
環境整備課長
農政課長
道路課長
河川課長
都市計画課長

第 312 号議案 伊予三島都市計画駐車場の変更（伊予三島市決定）

伊予三島都市計画駐車場を次のように追加する。

【名称（番号、墓園名）、位置、面積、構造、階層、摘要】

2 新町駐車場、伊予三島市中央 4 丁目、約 0.18ha、平面駐車、駐車台数 82 台、出入口 1 ヶ所

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

当市は 51 年度に駐車場整備計画を策定し、駐車場整備地区を定め、駐車場の整備を促進している。本年 3 月に総合交通規制が実施され、市街地は全面駐車禁止となり、円滑な交通が確保された反面、駐車場の整備は急務となった。本案は整備計画にも位置付けられた中心商店街に接する最も要望の強い場所であり、計画決定のうえ早期に整備を図りたい。

第 313 号議案 東予広域都市計画公園の変更（新居浜市決定）

都市計画公園に 3,2,3 号松の木公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

近隣公園、3,2,3、松の木公園、新居浜市松の木町、約 0.7 ha、園路、広場、休養施設、修景施設、
便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

本近隣公園は、東予広域都市計画区域の緑のマスタープランの構想に位置付けられたものである。周辺は人口集中地区であるが公園がなく、地区住民からも強く要望されており、憩いの場として整備を図るものである。

第 314 号議案 東予広域都市計画公園の変更（西条市決定）

都市計画公園に 6,5,1 号西条運動公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

運動公園、6,5,1、西条運動公園、西条市朔日市字饜之洲新田地先、約 15.0ha、園路及び広場、修景
施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

本運動公園は、東予広域都市計画区域の緑のマスタープランの構想のなかで都市基幹公園として位置付けられたものである。現在、当区域には運動公園がなく、地区住民から早期整備が要望されており、今後のレクリエーション需要に対処すると共に都市環境及び防災面からの機能も併せ、都市公園として整備を図るものである。

第 315 号議案 東予広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路に 1,1,2 号新加茂川大橋飯岡線を 1,3,1 号新屋敷飯岡線に名称を改め、次のように追加する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線道路、1,3,1、新屋敷飯岡線、小松町大字新屋敷三ノ坪、西条市飯岡字八幡原、（西条市下島山字
井ノ上）、約 12,950m、25m

内訳、西条市氷見字蛭子新田、西条市禎瑞字高丸 1 番、約 540m、嵩上式、25m

西条市禎瑞字加茂 4 番、西条市古川字仙蔵、約 880m、嵩上式、26.4m

西条市飯岡字長池、西条市飯岡字河之前、（西条市飯岡字文京）、約 410m、嵩上式、27m

～62m、約 11,120m、地表式、25m～88m、幹線街路天神山岩鍋線と立体交差、国鉄予讃線と立体交差、幹線街路と平面交差 6 箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

新加茂川大橋飯岡線は、市街地の交通の整流化を図るため昭和 44 年（昭和 52 年に変更）に計画決定し、一部供用開始している。その後、新居浜・西条地方圏道路網計画調査を実施し、将来交通需要を予測した結果、既決定路線を延長して国道 196 号線に接続するものである。これにより、臨海工業地帯の動脈として、また国道バイパス的性格を有する路線として将来交通量に対処するものである。

第 316 号議案 東予広域都市計画公園の変更（東予市決定）

都市計画公園中 2,2,11 号三芳公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童公園、2,2,11、三芳公園、東予市三芳、約 0.25ha、修景施設、便益施設、休養施設、遊戯施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

本三芳公園は、昭和 53 年 11 月に計画決定し、現在整備中であるが、住民から公園施設の拡充要望が強いので、区域の拡大により整形化を図り、公園機能を充実するものである。

第 317 号議案 今治広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中 1,3,4 号鳥生大浜土橋線を 1,3,4 号鳥生大浜八丁線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、1,3,4、鳥生大浜八丁線、今治市東鳥生町 2 丁目、今治市八丁字フゴ、（今治市北高下町 4 丁目）、約 3,160m、地表式、25m、国鉄予讃線と立体交差、幹線街路と平面交差 5 箇所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

鳥生大浜土橋線は、昭和 50 年 4 月に計画決定を行い、既決定の都市計画道路大坪通土橋線に結合した。その後宅間長沢線（国道 196 号今治バイパス）を計画決定し、現在両路線とも事業実施中である。今治都市圏の総合交通体系調査に基づき、将来交通量を予測し、交通体系を検討した結果、本案、既決定都市計画道路を延長して宅間長沢線に接続するものである。これにより、既決定都市計画道路宮脇片山線とともに環状線を形成し、中心市街地の交通の整流化を図り、将来交通量に対処するものである。

第 318 号議案 今治広域都市計画緑地の変更（今治市決定）

都市計画緑地に第 2 号鳥生海岸緑地を次のように追加する。

【種別、名称（番号、緑地名）、位置、面積、備考】

2、鳥生海岸緑地、今治市東鳥生町 2 丁目、3 丁目、4 丁目地先、約 0.9ha

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

今治広域都市計画区域の緑のマスタープラン構想において、蒼社川緑地（既決定）より東予国民休暇村

までの海岸線を公園、緑地等による環境保全及びレクリエーションゾーンとして位置づけている。本案はこの構想の一環として、現在実施中の鳥生地区臨海土地造成の一部を都市緑地として計画決定し、早期整備を図るものである。

第 319 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

都市計画公園に第 69 号西垣生公園、第 70 号日分公園、第 71 号古川公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、69、西垣生公園、松山市西垣生町、約 0.15ha、広場、遊戯施設、休養施設、管理施設、修景施設、便益施設

児童公園、70、日分公園、松山市山越町、約 0.11ha、広場、遊戯施設、休養施設、管理施設、修景施設、便益施設

児童公園、71、古川公園、松山市古川町、約 0.25ha、広場、遊戯施設、休養施設、管理施設、修景施設、便益施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

松山市街地における児童公園の整備は市民の要望するところであり、これが設置について種々検討されているが、本申請地について地区住民の要望も強く、関係者の了解も得られたので計画決定するものである。当該地は、人口集中地区又はその周辺に存するところから多数の利用が見込まれており、児童の健康増進と情操教育の場として早期整備を図るものである。

第 320 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松前町決定）

都市計画公園中第 1 号義農公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、1、義農公園、松前町大字筒井字義農、約 0.50 ha、遊戯施設、修景施設、運動施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

義農公園は町の中心市街地にあり、昭和 34 年度の開設以来町民の憩いの場として親しまれているが、地域住民のコミュニティ作り、児童の体力づくり等施設の拡充の必要性が高まっている。このため公園区域を拡張しコミュニティ・プールの建設を図ると共に、隣接地を修景施設とし一層充実した整備を図ろうとするものである。

第 321 号議案 宇和都市計画ごみ焼却場の決定（宇和町決定）

都市計画ごみ焼却場を次のように決定する。

【名称（番号、ごみ焼却場名）、位置、面積、備考】

1、宇和町ごみ焼却場、宇和町大字卯之町 3 丁目、約 0.3 ha、処理能力 20t/8H

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

現施設は、昭和 45 年に建設されたものであるが、生活様式の変化に伴うごみの質的变化及び量の増大並びに施設の老朽化による効率の低下及び煙害の発生等の対策が重要課題となっている。このため、周辺土地利用現況及び環境等を総合的に検討した結果、現施設を廃棄して新たな土地に緑に囲まれた近代設備を

もつごみ焼却場を計画するものである。

第 322 号議案 住宅地区改良法に基づく改良地区の指定について

次の区域を、住宅地区改良法に基づく改良地区に指定する。

改良地区名称、位置、面積(A)、備考（改良地区内の現況）不良住宅戸数(B)、全住宅戸数(C)、住宅戸数 に対する不良住宅戸数の割合(B/C)、改良地区の面積に対する改良地区内の戸数の割合（公共施設用地を除く）

新立浜地区、松前町大字筒井、0.89ha、77 戸、85 戸、90.58%、106.25 戸/ha

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

本申請地区内の住宅は、昭和 23 年から 33 年までの戦後の混乱した時代に引揚者用等のために建設されたもので、構造又は設備が悪く現在では老朽化が進み、住居環境として著しく不良な住宅地区となっている。このため、住宅地区改良法に基づく改良地区の指定を申請し、整備を図ろうとするものである。

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

第 321 号議案

委員：ごみ焼却場建設については、非常に問題が多いが、宇和町の場合非常にうまくいっている。説明会の状況を詳しく説明してほしい。

委員：現地は駅からどれくらいの距離か。

事務局：53 年 12 月 11 日から 54 年 5 月 18 日の約半年にわたり、区単位で地元区長をはじめ住民に説明、回覧および現地視察を行い、同意を得た。また現地から駅までの距離は、約 500m である。

委員：非常にうまくいっている理由は何か。

事務局：選定した場所がよかったこと、風向きがよいこと及び町、地元区長が積極的であったことなどである。

第 322 号議案

委員：地区指定を受けると、個人の権利の侵害はないか。

幹事：地区指定を受けると、私権の制限を受ける。地区指定を受けると、事業計画をたて、事業計画に矛盾する建築物はできない。また財産は事業主体が買い上げ、住民は事業計画により、改良住宅に住むか、持家を建築するか、現地主義であるが、やむを得ない場合は、地区外に建築するか、選択ができる。

委員：今までに愛媛県に例があるか。

幹事：10 年前に石手川に例がある。

委員：大変よいことであるが、地元の意見は。

幹事：法には収用権があるが、全員賛成の方針で進める。

委員：現段階での事業の見通しはどうか。

幹事：地区指定を得てから事業計画をたてるものであるが、事業の概要でもって、大体の賛成を得ている。

委員：住宅地区改良法に基づく事業は、強い公権力を伴うので、事業施行にあたっては地元住民の意見が反映されるよう努力すること。

議長：以上で本日の審議は終了したが、事務局から松山広域都市計画区域の線引き見直しについて、事前説明の申し出があったので説明を受けたい。

(事務局の説明)

線引き見直し、質疑応答

委員：今回の見直しは、人口、産業フレームからみて適正か。

幹事：中央審議会の答申によると、地方都市における市街化区域の人口密度は1ha当たり70人～80人が適正とされており、松山区域の目標値は77人であり、適正な規模であると考えている。産業フレームでは、当初目標(55年度)工業出荷額4,500億円に対し、見直し目標(60年度)工業出荷額5,500億円となり、これに対応する工業系用地、就業人口の増加などから考えて適正な規模であると考えている。

委員：線引きの問題は本日でオープンとしてよいか。公聴会等での意見の取り入れ余地はあるか。関係市、町などの要望案と今回の素案とは、面積的にどのような関係にあるのか。

幹事：月曜日に市町に提示する予定。市町に先駆けて発表できないので、それまで待つて欲しい。道路、水路等地形状やむを得ないものについては、検討する。関係市、町の見直し要望面積は、約1,120ha、15.7%の拡大と希望してきたが、素案では見直し面積、約689ha、9.6%の拡大である。これは要望に対し、61%の達成率となっている。この間の調整については、市、町の要望を十分尊重しながら農林漁業との調整、市街化区域の設定基準などに十分配慮すると共に、国の機関とも連絡を密にし、適切な指導の下に素案を作成したものである。

委員：松山区域の拡大率は、全国平均を上回っているが、これは必要以上の拡大をしているのではないか。砥部町、松前町の見直し箇所は、工業系市街化区域とのことであるが、工業適地として指定される見直しはどうか。

幹事：54年3月現在で線引きの見直しを完了しているのは、全国で151区域であり、その平均拡大率は4.9%である。(内訳、三大都市圏2.6%、その他区域6.5%)松山区域は、市街化区域内の人口が当初計画どおりの伸びを示しており、今回の見直しでは当初計画(55年目標)人口密度70人/haに対し、見直し計画(60年目標)人口密度77人/haとなっており、適正なものと考えている。

商工労働部長：工場適地の指定は、市町村からの要請により、農林水産省との調整を経て、通産省が指定するが、当地域は道路網が整備され、労働力、用水の確保が容易であり、指定要件を具備しているため、市街化区域編入後は、適地指定を受けることが出来るものと考えている。

委員：砥部町の拡大率が特に大きいのはどういう理由か。砥部、松前地区の編入問題で全体の見直し作業が遅れたと言われているが、間違いはないか。

幹事：砥部町は砥部焼とみかんの産地として、また観光、農業地帯として発展してきたが、近年は特に松山市のベッドタウンとして、あるいは県立総合運動公園などスポーツレクリエーション基地として、役割を担っている。このようなことから、人口の急増や都市化の傾向が著しくなっている。これらの対策として、町当局は土地利用基本構想の中で川西地区に、内陸型企業を設置を図るため、この区域の市街化を強く要望している。今回の見直しにおいては、松山広域圏の昭和60年における産業

規模を想定し、必要な工業用地を算定の上、今後の新規工業用地の必要量を求め、都市機能、土地利用、立地条件、地域開発等を総合的に勘案の上、砥部町に主として工業系用地の拡大を図ったことが主な理由である。

全国的に見ると、線引き見直し作業は、対象区域 280 区域のうち、53 年 3 月末までに見直しが完了したものは 151 区域で、進行率は 54%程度で約半数である。また四国でも他の 3 県は、本県と同様に、現在見直し手続き中であり、いずれも完了していない。見直し作業は、都市諸条件の変化に対応して適切にかつ適正に行うべきもので、砥部、松前地区の編入問題のために特に遅れたものではない。

委員：井関農機の立地見直しはどうか。

商工労働部長：井関農機の立地については、昭和 52 年 12 月 3 日に井関農機社長から、立地したい旨の要望書が知事に提出されている。また昭和 53 年 3 月 3 日には井関農機が試験研究施設を当地に移転整備する計画書を提出している。これによると、第 1 期工事、55 年～57 年、第 2 期工事、58 年～60 年となっている。また、昭和 54 年 5 月 28 日の本社常勤役員会において、立地予定地が市街化区域になれば、55 年 1 月から造成工事に着手することを決定している。このような情勢から井関農機の立地は順調に進むものと考えている。

要望事項

委員：全国が 4.9%、本県は 9.6%と拡大率が非常に大きく、国の都市計画の方針にそわないと思われる。住民の納得のいくように検討されたい。砥部町は 40%増の増加率で、特異な存在であり、計画となっている。又施設園芸地区を市街化区域に繰り入れるというのはどうか。全体で 700ha で約 300 箇所、1 箇所当たり 23ha の拡大と言うことは、微調整ではなく、大胆な政策的意図があるのではないか。市街化区域に入ると入らないとでは私権にかかわる問題であり、公聴会等を通じて地域住民の意見が反映し、納得が得られるよう要望する。

委員：出来得る限り市街化区域を拡大して欲しい。

委員：前回はきびしかったのではないか。ある程度思い切ったことをしないと、5 年後においても同じ事を繰り返すのではないか。

建設省：地方建設局に対する協議を早くしてほしい。

第 53 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 54 年 9 月 19 日）

第 323 号議案 松山広域都市計画ごみ焼却場の決定（松山市決定）

都市計画ごみ焼却場を次のように決定する。

【名称（番号、ごみ焼却場名）、位置、面積、備考】

2、松山市西部清掃工場、松山市大可賀 3 丁目、約 2.7ha、処理能力 300t/24h

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

近年における都市の急速な発展に伴い、既設の市坪ごみ焼却場での処理が困難となり、松山市では生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上から、新規施設の整備が重要課題となっている。このため、周辺土地利用現況及び環境等を総合的に検討した結果、緑に囲まれた近代設備をもつごみ焼却場を本案の位置に計画するものである。

第 54 回 愛媛県都市計画地方審議会（常務委員会）（日時：昭和 54 年 11 月 1 日）

第 324 号議案 今治広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中 8,4,1 号吹揚公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

特殊公園、8,4,1、吹揚公園、今治市通町 3 丁目、約 7.3ha（約 6.7ha）、修景施設、広場、休養施設、遊戯施設、教養施設、管理施設

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

本吹揚公園は、昭和 23 年戦災復興事業として計画決定し、現在今治市住民の憩いの場として利用されているものであるが、今回今治城本丸跡及び公園として実質的に利用されている中庭を公園区域として拡大し、あわせて公園と道路との境界の整正を図り、公園施設の整備・拡充を図るものである。

第 325 号議案 火葬場の敷地の位置決定

次の火葬場の敷地の位置については都市計画上支障がないと認めたい。

【名称、位置、敷地面積、建築面積、構造、備考】

久万斎場、久万町大字久万字笛ヶ滝、2,301m²、257m²、鉄筋コンクリート、設置者、上浮穴郡生活環境事務組合、新設

「位置及び区域は別図のとおり」

理由書

現在使用中の火葬場（久万町 1 基、美川村 1 基）はいずれも老朽化して新設の必要にせまられているため、久万町、面河村、美川村、柳谷村の 4 か町村が上浮穴郡生活環境事務組合により近代的設備の火葬場を新設するものである。設置場所は、久万町山間部であり、土地利用現況その他総合的に検討した結果、支障ないものと認められる。

第 55 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 54 年 11 月 1 日）

第 326 号議案 伊予三島都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

- 1 都市計画道路中 2,2,1 号中曾根三島港線を 3,5,10 号中曾根三島港線に名称を改め、次のように変更する。
【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】
幹線街路、3,5,10、中曾根三島港線、中曾根町、中央 1 丁目、（中央 2 丁目）、約 940m、地表式、12m、
国鉄予讃線と平面交差、幹線街路と平面交差 1 箇所
「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

本路線は、昭和 32 年に幹線道路として県道以北を幅員 16m、以南を幅員 12m で計画決定しているが、その後の中心商店街の変化、国道 11 号バイパス等幹線道路の計画（昭和 54 年 3 月）及び総合交通規制による路側駐車禁止（昭和 54 年 3 月実施）等をもとに再検討した結果、全線を幅員 12m に変更し、あわせて旧法による名称を新都市計画法（昭和 44 年 6 月 14 日施行）の都市計画標準による名称に変更するものである。

- 2 都市計画道路中 2,2,4 号三島枝村線ほか 4 路線の名称を、次のように変更する。
【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】
幹線街路、3,4,1、三島枝村線、中之庄町、村松町、（紙屋町）、約 3,840m、地表式、16m、国鉄予讃線と立体交差、国道 11 号線
幹線街路、3,3,2、川東村松線、川之江市妻鳥町川東、伊予三島市村松町村松、（川之江市妻鳥町平木）、約 2,050m、地表式、25m、国鉄予讃線と立体交差、幹線街路と平面交差 1 箇所
幹線街路、3,4,4、本郷平木線、下柏町、下柏町、約 420m、地表式、16m、
幹線街路、3,5,9、三島中央線、豊岡町、下柏町、（中之庄町）、約 10,610m、地表式、12m、幹線街路と平面交差 1 箇所、国道 11 号線バイパス
幹線街路、3,4,11、駅前通線、中央 3 丁目、中央 3 丁目、約 280m、地表式、16m、
「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

旧法による名称を新都市計画法の都市計画標準による名称に変更するものである。

第 327 号議案 伊予三島都市計画道路の変更（伊予三島市決定）

- 1 都市計画道路に 3,5,8 号公園通り線ほか 1 路線を次のように追加する。
【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】
幹線街路、3,5,8、公園通り線、中曾根町下秋則、中曾根町野々首、（中曾根町中田井）、約 900m、地表式、12m
幹線街路、3,5,14、国道海岸線、金子 1 丁目、中之庄町、（中之庄町）、約 980m、地表式、12m
「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

伊予三島都市計画道路のうち幹線道路については、昭和 54 年 3 月に総合的な道路網計画を策定のうへ、幹線

道路について変更を行ったが、今回補助幹線道路について検討のうえ、公園等の都市施設の利用者及び新市街地として住宅需要の強い周辺住民の利便の増進を図るため、本案のとおり新規路線を計画するものである。

2 都市計画道路中 1,小,1 号西町村松線を 3,5,3 号中央村松線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,5,3、中央村松線、中央 2 丁目、村松町、(朝日 1 丁目)、約 2,550m、地表式、12m、幹線街路と平面交差 3 箇所

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

本路線は昭和 32 年に幹線道路として幅員 8m (一部区間 12m) で計画決定されたものであるが、新都市計画法の都市計画標準に適合した幅員(全線 12m)にするとともに、駅前周辺の通過交通を排除するため、路線の一部を変更して交通の整正を図り、あわせて新法による名称に変更するものである。

3 都市計画道路中 2,3,7 号下柏村松線ほか 8 路線の名称を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,5,5、下柏村松線、下柏町、村松町、約 940m、地表式、12m、国鉄予讃線と立体交差、幹線街路と平面交差 1 箇所

幹線街路、3,5,6、中曽根下柏線、中曽根町、下柏町、(上柏松町)、約 1,910m、地表式、12m

幹線街路、3,5,7、中曽根神之元線、中曽根町、宮川 1 丁目、(宮川 2 丁目)、約 960m、地表式、12m、国鉄予讃線と立体交差、幹線街路と平面交差 1 箇所

幹線街路、3,5,12、中央町線、中央 5 丁目、中曽根町、(中央 5 丁目)、約 340m、地表式、12m 幹線街路、3,6,13、井関通り線、中曽根町、金子 2 丁目、(中央 5 丁目)、約 1,410m、地表式、11m、国鉄予讃線と平面交差、幹線街路と平面交差 2 箇所

幹線街路、3,5,15、宮北線、中之庄町宮北、中曽根町、約 960m、地表式、12m、幹線街路と平面交差 1 箇所

幹線街路、3,6,16、具定国道線、具定町、国道 11 号線、約 360m、地表式、8m

幹線街路、3,6,17、寒川江ノ元線、寒川町、寒川港、約 640m、地表式、9m、幹線街路と平面交差 1 箇所

幹線街路、3,6,18、寒川駅前線、国道 11 号線、寒川駅、(寒川町)、約 60m、地表式、11m

理由書

旧法による名称を新都市計画法の都市計画標準による名称に変更するものである。

第 328 号議案 川之江都市計画道路の変更(愛媛県知事決定)

都市計画道路中 1,2,1 号塩谷川東線ほか 2 路線の名称を、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,2,1、塩谷川東線、川之江町塩谷、妻鳥町川東、(金生町)、約 5,280m、地表式、30m、国鉄予讃線と立体交差、幹線街路と立体交差 2 箇所、国道 11 号バイパス

幹線街路、3,3,2、川東村松線、妻鳥町川東、伊予三島市村松町村松、(妻鳥町)、約 2,050m、地表式、25m、国鉄予讃線と立体交差、幹線街路と平面交差 3 箇所

幹線街路、3,5,4、新浜塩谷線、妻鳥町新浜、川之江町塩谷、(井池港通り)、約 3,560m、地表式、12m、
幹線街路と平面交差 2 箇所、国道 11 号線

幹線街路、3,4,11、駅前通線、中央 3 丁目、中央 3 丁目、約 280m、地表式、16m、

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

旧法による名称を新都市計画法の都市計画標準による名称に変更するものである。

第 329 号議案 川之江都市計画道路の変更（川之江市決定）

都市計画道路中 2,2,1 号駅前通り線ほか 9 路線の名称を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、3,5,3、駅前通り線、川之江町駅前町、川之江町港通り、約 380m、地表式、15m

幹線街路、3,5,5、港通り井池線、川之江町港通り、川之江町井池、(川之江町西新町)、約 1,560m、
地表式、12m

幹線街路、3,5,6、駅前平木線、川之江町駅前、妻鳥町平木、(川之江町栄町)、約 2,650m、地表式、
12m、幹線街路と立体交差、平面交差各 1 箇所

幹線街路、3,5,7、中村山田井線、妻鳥町中村、金生町山田井、(金生町住吉)、約 2,450m、地表式、
12m、幹線街路と平面交差 1 箇所

幹線街路、3,5,8、塩谷小山線、川之江町塩谷、金生町小山、(川之江町馬場)、約 1,860m、地表式、
12m、幹線街路と平面交差 1 箇所

幹線街路、3,5,9、井池金川線、川之江町井池、上分町城下、(金生町住吉)、約 2,220m、地表式、12m、
国鉄予讃本線と立体交差、幹線街路と立体交差 1 箇所、平面交差 2 箇所

幹線街路、3,6,10、川之江山田井線、川之江町港通り、川之江町大門、(川之江町栄町)、約 1,400m、
地表式、11m、国鉄予讃本線と平面交差、幹線街路と立体交差 1 箇所、平面交差 2 箇所

幹線街路、3,6,11、川之江港線、川之江町港通り、川之江町川原町、約 350m、地表式、11m

幹線街路、3,5,12、土居中下線、妻鳥町土居、妻鳥町中下、約 580m、地表式、12m、

幹線街路、3,6,13、駅前農人町線、川之江町農人町、川之江町農人町、約 360m、地表式、10m

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

旧法による名称を新都市計画法の都市計画標準による名称に変更するものである。

第 330 号議案 土居都市計画公園の変更（土居町決定）

都市計画公園に 2 号小富士児童公園を次のように追加する。

【種別、名称(番号、公園名)、位置、面積、備考】

児童公園、2、小富士児童公園、土居町大字中村、約 0.16 ha、修景施設、遊戯施設、広場施設、管理施設

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

土居町においては昭和 75 年を目途に公園整備計画を策定しているが、本申請地については地区住民の要望も強く、関係者の了解も得られたので計画決定するものである。当該地は、将来市街化が予想されるところから多数の利用が見込まれており、児童の健康増進と情操教育の場として早期整備を図るものである。

第 331 号議案 今治広域都市計画公園の変更（今治市決定）

都市計画公園に 2,2,27 号波止浜中堀公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、2,2,27、波止浜中堀公園、今治市波止浜字中堀、字樋口前、約 0.20 ha、広場施設、便益施設、遊戯施設、

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

今治市における公園整備計画に基づき、波止浜地区における児童公園を本申請地に計画決定するものである。当該地は、宅地化の進行している市街地に存するところから多数の利用が見込まれており、児童の健康増進と情操教育の場として早期整備を図るものである。

第 332 号議案 今治広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中 6,5,2 号波方公園を 4,5,1 号波方公園に名称を改め、次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

地区公園、4,5,1、波方公園、越智郡波方町大字樋口字後、宮脇及び佐郡、大字波方字火の谷及び香の頭、約 11.1ha、園路及び広場、修景施設、運動施設、休養施設、便益施設、管理施設、

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

波方公園は、昭和 48 年に計画決定し、現在整備中であるが、その後の都市化の進展、住民意識の多様化等により公園施設の拡充の要望が強いため、区域の拡大により地区公園としての公園機能の充実を図るものである。

第 333 号議案 松山広域都市計画公園の変更（伊予市決定）

都市計画公園に 3 号本郡塩田児童公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、備考】

児童公園、3、本郡塩田児童公園、伊予市本郡浜、約 0.31 ha、広場、遊戯施設、休養施設

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

伊予市においては昭和 75 年を目途に公園整備計画を策定しているが、本申請地については地区住民の要望も強く、関係者の了解も得られたので計画決定するものである。当該地は、将来市街化が予想されるところから多数の利用が見込まれており、児童の健康増進と情操教育の場として早期整備を図るものである。

第 334 号議案 松山広域都市計画下水道の変更（北条市決定）

都市計画北条公共下水道を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：北条公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

北条公共下水道、約 384ha、

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠

(1) 汚水幹線

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、備考】

難波第1汚水幹線、北条市下難波字法橋、北条市下難波字大新開、0.4m～0.3m、約810m
難波第2汚水幹線、北条市下難波字大新開、北条市下難波字石風呂、0.4m～0.2m、約200m
北条第1汚水幹線、北条市辻字新開、北条市別府字末広、0.8m～0.8m、約430m
北条第2汚水幹線、北条市辻字能見、北条市辻字新開、0.8m～0.3m、約1,080m
北条第3汚水幹線、北条市辻字能見、北条市辻字三島池、0.8m～0.4m、約450m
北条第4汚水幹線、北条市下難波字法橋、北条市辻字能見、1.1m～0.8m、約1,890m
北条第5汚水幹線、北条市土手内字三反地、北条市辻字猪之木、0.8m～0.2m、約510m
北条第6汚水幹線、北条市辻字辻町、北条市中西字堂の下、0.8m～0.2m、約1,130m
北条第7汚水幹線、北条市北条字町頭、北条市北条字大町、1.0m～0.3m、約410m
柳原第1汚水幹線、北条市片山字土手添、北条市中須賀字長通、0.6m～0.5m、約650m
柳原第2汚水幹線、北条市片山字土手添、北条市別府字東府中、0.4m～0.3m、約440m
柳原第3汚水幹線、北条市片山字土手添、北条市片山字土手添、0.3m、約180m
柳原汚水圧送幹線、北条市別府字末広、北条市片山字土手添、0.5m～0.4m、約640m
鹿峰第1汚水幹線、北条市苞木字六反地、北条市河原字六反地、0.5m～0.4m、約690m
鹿峰第2汚水幹線、北条市鹿峰字角田、北条市鹿峰字角田、0.3m～0.2m、約370m
鹿峰第3汚水幹線、北条市苞木字六反地、北条市苞木字四反地、0.3m～0.2m、約460m
鹿峰汚水圧送幹線、北条市中須賀字長通、北条市苞木字六反地、0.4m、約260m
和田第1汚水幹線、北条市和田字塩屋、北条市小川字坂ノ下、0.6m～0.2m、約1,290m
和田第2汚水幹線、北条市小川字夏目木、北条市小川字夏目木、0.4m、約90m
和田第3汚水幹線、北条市磯河内字平松、北条市磯河内字才ノ久保、0.3m～0.2m、約190m、
和田第4汚水幹線、北条市和田字塩屋、北条市和田字北新開、0.3m～0.2m、約290m
和田第5汚水幹線、北条市和田字塩屋、北条市河原字家の前、0.4m～0.3m、約300m
和田汚水圧送幹線、北条市河原字六反地、北条市和田字塩屋、0.3m～0.2m、約560m
汚水放流幹線、北条市下難波字法橋地先250m、北条市下難波字法橋、0.6m、約450m

(2) 雨水管渠

難波第1雨水幹線、北条市下難波字石風呂、北条市下難波字石風呂、2.4m、約320m
北条第1雨水幹線、北条市北条字大鉾新開、北条市北条字上り立、2.1m～1.2m、約1,010m
北条第2雨水幹線、北条市北条字大鉾新開、北条市北条字寺の南新開、1.7m～1.6m、約380m
北条第3雨水幹線、北条市北条字大鉾新開、北条市辻字辻の前、1.3m～1.2m、約290m
北条第4雨水幹線、北条市北条字大鉾新開、北条市中西字奥屋敷、2.6m～1.3m、約1,410m
北条第5雨水幹線、北条市辻字北田、北条市辻字辻町、1.6m～1.2m、約600m
北条第6雨水幹線、北条市辻字新池、北条市辻字中辻、1.5m～1.0m、約1,360m
北条第1雨水放流幹線、北条市辻字番所ヶ浜、北条市北条字大鉾新開、2.2m、約220m、北条第1雨水ポンプ場
北条第2雨水放流幹線、北条市辻字中須賀、北条市土手内字外、1.0m、約290m、北条第2雨水ポンプ場
辻第1雨水幹線、北条市辻字能見、北条市辻字北青木、6.2m～2.1m、約300m
辻第2雨水幹線、北条市辻字能見、北条市辻字輪之内、4.4m～2.9m、約680m
辻第3雨水幹線、北条市辻字新開、北条市辻字新開、4.6m、約360m
柳原第1雨水幹線、北条市別府字南府中、北条市別府字御幸道、1.2m、約310m

柳原第 2 雨水幹線、北条市別府字南府中、北条市別府字南府中、1.7m、約 300m
柳原第 3 雨水幹線、北条市中須賀字長通、北条市中須賀字浜屋敷、1.4m、約 150m
鹿峰第 1 雨水幹線、北条市苞木字新開、北条市苞木字六反地、2.0m～1.6m、約 630m
鹿峰第 2 雨水幹線、北条市苞木字六反地、北条市鹿峰字角田、1.3m、約 300m
鹿峰第 3 雨水幹線、北条市苞木字新開、北条市鹿峰字大道西、1.3m、約 200m
鹿峰第 4 雨水幹線、北条市久保字池田、北条市河原字六反地、1.2m、約 200m
鹿峰雨水放流幹線、北条市久保字池田、北条市久保字池田、1.2m、約 30m
和田第 1 雨水幹線、北条市河原字大道下、北条市和田字塩屋、1.8 m～1.2m、約 360m
和田第 2 雨水幹線、北条市和田字下の町、北条市和田字立町、1.8m、約 360m
和田雨水放流幹線、北条市河原字外浜、北条市河原字外浜、1.8m、約 20m
小川第 1 雨水幹線、北条市磯河内字弘川、北条市磯河内字弘川、1.9m、約 180m
小川第 1 雨水幹線、北条市小川字久戸、北条市小川字久戸、2.0m、約 90m

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

和田汚水中継ポンプ場、北条市和田字塩屋、約 300m²、汚水
鹿峰汚水中継ポンプ場、北条市苞木字六反地、約 300m²、汚水
柳原汚水中継ポンプ場、北条市片山字土手添、約 360m²、汚水
北条第 1 雨水排水ポンプ場、北条市北条字大鉢新開、約 1,030m²、雨水
北条第 2 雨水排水ポンプ場、北条市土手内字外、約 370m²、雨水
鹿峰雨水排水ポンプ場、北条市久保字池田、約 1,070m²、雨水
和田雨水排水ポンプ場、北条市河原字外浜、約 1,760m²、雨水

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

北条処理場、北条市下難波字法橋、約 32,820m²

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

計画理由

北条公共下水道市は、昭和 50 年 8 月に計画決定し、現在整備中であるが、その後水質汚濁の防止と円滑な事業の実施について技術的に再検討した結果、幹線管渠の延長、断面及び経路等の変更を本案のとおり行うものである。

第 335 号議案 ごみ処理施設の敷地の位置決定

次のごみ処理施設の敷地の位置については都市計画上支障がないと認めたい。

【名称、位置、敷地面積、建築面積、構造、備考】

ごみ処理施設、宇和町大字卯之町 3-751、869.29m²、182.17m²、鉄骨造平家建、設置者、宇和町
(建築基準法第 51 条ただし書の規定による)

現在、宇和町の不燃物ごみは、山間部用地に埋立処分をしているが、年々増加する不燃物ごみに対処することが困難となったので、処理施設を新設するものである。設置場所は、ごみ焼却場に隣接する位置であり、土地利用現況その他総合的に検討した結果、支障ないものと認められる。

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

松山広域都市計画区域の線引き見直しの経過について

議長：松山広域都市計画区域の線引き見直しについて、都市計画課長から経過報告があります。

課長：次の内容で、経過説明を行う。

- 1 7月21日の審議会で素案説明
- 2 8月17日から区域内10箇所において説明会を実施、416名が出席。
- 3 9月10日公聴会開催、18名の公述人から意見を聴取。
- 4 公聴会の結果、現地を再調査。
- 5 12月上旬、建設省へ提出、現在関係各省庁間で調整中。
- 6 次回審議会において諮問の予定。

委員：公聴会における公述人の陳述等により、素案と原案との間で、変更があったか。

課長：公聴会における公述人の陳述は、18人中15人までが、地域、地区又は個人的な拡大要望で、その他については、環境等の問題であった。現地を再調査した結果、5箇所を拡大、1ヶ所を減とした。1ヶ所の減については、当初計画的な土地利用として、区画整理地区を予定していたが2/3以上の同意が得られないため、拡大地区から除外した。なお、5箇所の拡大地区が3.8ha、1ヶ所の減少地区が8.8haで、合計5haの減少となったが、今回見通しの拡大率に変更はない。